

パブリックコメント実施結果報告書

平成24年2月21日

(担当課)	生活環境部くらしの安心局住宅政策課
(担当者)	堀 雅貴
(連絡先)	0857-26-7398

テーマ： 鳥取県住生活基本計画の改訂案について

①<手段別意見応募件数> (意見件数を記入してください。応募者数は()書きしてください。)

(記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合 3(1)と記してください。)

郵便	ファックス	電子メール	県民室・ 県民局へ	その他の 方法	計
()	()	11(2)	()	()	11(2)

※その他方法の例：意見交換会、電話、イベント等

②<応募意見の政策案等への反映状況>

対応状況	件数	主 な 意 見
反映した (一部のみ反映した ものを含む)	9	<p>1. 県外から来た人や職場が実家から遠い若者に対し、公営住宅の入居基準を下げてください。公営住宅自体の供給は、現状の高齢化で若者の入居は困難かもしれませんが、県内の空き家を県もしくは下請け企業が家主を介して一般に賃貸できるようにしてください。</p> <p>2. 障がいのある方は移動に困難を抱える者が多いが、公営住宅は多くが郊外にあり、一方中心市街地にある民間賃貸住宅は家賃が高く入居が困難でありますので、市街地の民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として低廉な家賃で供給する施策を推進してください。</p> <p>3. 県営住宅の優先入居制度は、対象となる方は困窮度に関わりなく一律に扱われているが、対象者中でも、現在の住まいの状況等によって住宅の困窮度合いは一律ではないので、より困窮している方から優先して入居できる仕組みを導入する等、制度の見直しを検討してください。</p> <p>4. 現在の優先入居制度は、県と市町村、市町村間で統一されておらず、対象者や車いす対応住宅の設置に格差があります。県営住宅、市町村営住宅のどちらでも応募できるように対象となる障がいの種別や程度、車いす対応住宅の設置に対する考え方を統一し、障がい者の一層の入居機会の拡大を図ってください。</p> <p>5. 公営住宅を活用したグループホームについては、大阪府などの先進地の事例や国土交通省の通知を参考に、倍率の高い公営住宅においても一定枠を確保し計画的に供給する等、新たな仕組みを導入してください。</p> <p>6. 不動産店や家主等の中には、障がい者に対する偏見が存在し、入居を拒否される事例がある。障がいを理由とする入居拒否がなくなるよう、不動産店、家主等に対して、障がいや地域の支援体制等について理解を進めていく必要があります。</p> <p>7. 民間賃貸、公営住宅を問わず、障がいのある方の住宅探し、入居時及び入居後の支援は、暮らしの安定のために重要な支援です。居住支援を一層充実していく観点から、福祉施策と住宅施策が連携して、一体となって賃貸住宅への入居及び生活支援を推進していく施策を行ってください。</p> <p>8. 民間賃貸住宅に入居する際に保証人の確保が困難な場合が少なくありません。北九州市、横浜市等で実施されている民間保証会社との提携を図る等、家賃保証の仕組みを充実させる施策を推進してください。</p> <p>9. 障がいのある方の居住支援は、民間賃貸、公営住宅双方の機能をバランス良く組み合わせ、その機能を十分発揮させることが重要なので、居住支援協議会は民間賃貸住宅への入居の促進と公営住宅の供給量や優先入居制度の拡充等に関して総合的に議論できる組織としてください。</p>

既に盛り込み済み	2	1. 民間賃貸住宅において、個別の障がいに合わせて特別な配慮を求めることは困難であることから、こうしたニーズについては、引き続き公営住宅において計画的に新築及び既存住宅の改修を行い、車いす対応住宅として供給してください。 2. 民間アパート等のバリアフリー化は、民間賃貸住宅への入居促進には重要な課題。既存住宅を改修するための公的な助成の拡充、条例での規制の強化等を行い、その推進を図ってください。
今後の検討課題		
対応困難		
その他 (例：施策の体系外の意見等)		
計	11	

※上記分類が困難な場合は、担当課整理による分類でもかまいません。

③<意見募集結果概要書を、1部添付してください。>

→とりネットのパブコメページ・
県庁ロビー掲示板で公表しま

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報 告	県民室等での 縦覧等	広報誌等への 掲 載	その他
○	○	○	○		○

※その他の例：審議会報告等